

介護職員等処遇改善加算 見える化要件について

◆入職促進に向けた取組

- ・ハローワークにて、無資格者や他業種からであっても応募を可能としており、幅広く採用を行っている。
- ・就労支援事業所に協力をしてもらい、職業体験を受け入れている。

◆資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者にたいする実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担軽減するための代替職員確保を含む）
- ・アセッサーによる人事考課制度がある

◆両立支援・多様な働き方の推進

- ・看護休暇や介護休暇について職員へ情報共有を行い、休暇を取得しやすい環境を作っている。
- ・職員の事情に伴い、個別に労働時間や仕事内容について相談に乗り、給与や労働条件についても変更を行っている。

◆腰痛を含む心身の健康管理

- ・定期健康診断はオプション選択ができるようにしており、当日休暇を取得したい場合は相談に乗っている。メンタルヘルス相談窓口を設置している。
- ・短時間労働者も定期健康診断を受診してもらっている。

◆生産性向上のための取り組み

- ・職場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、タイムスタディ実施）を計画している。
- ・介護ソフトやタブレットを導入している。
- ・介護ロボット（離床センサー付きベッド）を導入している。
- ・業務内容を切り分けて、介護助手を雇用して介護士の負担を軽減するようにしている。

◆やりがい・働きがいの醸成

- ・職場内コミュニケーションを円滑化するための施策を話し合い、改善をするように努めている。
- ・利用者様やそのご家族様からの謝意等をいただいた場合は、職員で共有している。